

山口県報

平成24年
7月10日
(火曜日)

目 次

条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………一

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例……………四

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例……………九

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例……………一四

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例……………二一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………二六

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例……………五九

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………九一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例……………九八



婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県条例第三十号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例……………一〇五

指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………一〇八

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………二八

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………三五

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例……………四八

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例……………五〇

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………五三

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………六〇

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………七〇

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例……………七七

食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準を定める条例……………七八

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例……………七九

指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例……………八〇

道路の構造の技術的基準等を定める条例……………八一

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す
る法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………八三

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………九五

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………九五

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例……………九七

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例……………九八

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………九八

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………九九

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………九九

山口県知事 二 井 関 成

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 婦人保護施設は、健全な環境において、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、入所者の自立を支援することを含め、その適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

3 婦人保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図るよう努めるものとする。

（設備）

第三条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設は、事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を設けなければならない。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第四条 婦人保護施設には、施設長並びに規則で定める員数の入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の資格）

第五条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(非常災害対策)

第六条 婦人保護施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 婦人保護施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 婦人保護施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(保健衛生)

第七条 婦人保護施設は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 婦人保護施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自立支援の原則)

第八条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第九条 婦人保護施設の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十条 婦人保護施設は、入所者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第三条第一項の規定は、適用しない。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第三十一号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本的事項（第三条―第八条）

第三章 救護施設（第九条―第十二条）

第四章 更生施設（第十三条―第十六条）

第五章 授産施設（第十七条―第十九条）

第六章 宿所提供施設（第二十条―第二十二條）

第七章 雑則（第二十三條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十九条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 救護施設等は、健全な環境において、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、利用者の適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他利用者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

第二章 基本的事項

（設備の専用）

第三条 救護施設等の設備は、専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

第四条 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長等の資格）

第五条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(非常災害対策)

第六条 救護施設等は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 救護施設等は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用者に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 救護施設等は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 救護施設等は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第七条 救護施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第八条 救護施設等は、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第三章 救護施設

(規模)

第九条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、サテライト型施設（当該救護施設と一体的に管理運営を行う施設であつて、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とするものであり、かつ、入所者が二十人以下のものをいう。以下同じ。）を設ける場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第十条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設は、居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び霊安室（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 サテライト型施設の設備は、救護施設の設備に準ずるものとする。

(職員)

第十一条 救護施設には、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する救護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(健康管理)

第十二条 救護施設は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

第四章 更生施設

(規模)

第十三条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね八十パーセント以上としなければならない。

い。

(設備)

第十四条 更生施設は、居室、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業室又は作業場、調理室、事務室、宿直室、面接室及び洗濯室又は洗濯場を設けなければならない。この場合においては、第十条第三項ただし書の規定を準用する。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第十条第一項及び第二項の規定は、更生施設の建物について準用する。

(職員)

第十五条 更生施設には、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。この場合においては、第十一条ただし書の規定を準用する。

(健康管理)

第十六条 更生施設の健康管理については、第十二条の規定を準用する。

第五章 授産施設

(規模)

第十七条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。い。

(設備)

第十八条 授産施設は、作業室、作業設備、食堂、洗面所、便所及び事務室を設けなければならない。この場合においては、第十条第三項ただし書の規定を準用する。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第十九条 授産施設には、施設長及び規則で定める員数の作業指導員を置かななければならない。

第六章 宿所提供施設

(規模)

第二十条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第二十一条 宿所提供施設は、居室、炊事設備、便所、面接室及び事務室を設けなければならない。この場合においては、第十条第三項ただし書の規定を準用する。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第二十二条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

第七章 雑則

(規則への委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、救護施設等の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十二年三月九日前に存する救護施設の建物であつて、この条例の施行の際現に当該救護施設の用に供されているものについては、第十条第三項の規定(汚物処理室に係る部分に限る。)は、当分の間、適用しない。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十二号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームの構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

(規模)

第三条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第四条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームは、居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室及び事務室その他の運営上必要な設備（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員）

第五条 養護老人ホームには、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる。かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては調理員を置かないことができる。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該養護老人ホーム以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

二 病院（病床数が百以上のものに限る。） 栄養士

三 診療所 事務員その他の従業者

5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の社会福祉施設等の職務に従事することができる。

6 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長等の資格)

第六条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(非常災害対策)

第七条 養護老人ホームは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 養護老人ホームは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 養護老人ホームは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(健康管理)

第八条 養護老人ホームは、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第九条 養護老人ホームは、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければ

ならない。

2 養護老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第十条 養護老人ホームは、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

(秘密を守る義務)

第十一条 養護老人ホームの職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 養護老人ホームは、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十三条 養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十三号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特別養護老人ホーム（第二条―第十二条）

第三章 ユニツト型特別養護老人ホーム（第十三条―第十五条）

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム（第十六条・第十七条）

第五章 ユニツト型地域密着型特別養護老人ホーム（第十八条）

第六章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 特別養護老人ホーム

（一般原則）

第二条 特別養護老人ホーム（次章から第五章までに規定する特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。）は、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を考慮して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目

指さなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

(設備)

- 第三条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 特別養護老人ホームは、居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。
- 4 居室の一室の定員は、一人とする。ただし、地域における特別養護老人ホームの整備状況その他の状況を勘案し、知事が特に認める場合は、四人以下とすることができる。
- 5 第三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 6 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第四条 特別養護老人ホームには、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める職員を除き、この限りでない。

（施設長等の資格）

第五条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（非常災害対策）

第六条 特別養護老人ホームは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(健康管理)

第七条 特別養護老人ホームは、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第八条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第九条 特別養護老人ホームは、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十条 特別養護老人ホームの職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 特別養護老人ホームは、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十二条 特別養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(一般原則)

第十三条 ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）は、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を考慮して、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したも のとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニット並びに浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備（以下「浴室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、浴室等の一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第十五条 前章（第二条第一項から第三項まで及び第三条第三項から第五項までを除く。）の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(職員)

第十六条 地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、施設長並びに規則で定

める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。

2 前項に規定する職員に關し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに對する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

- 一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 病院（病床数が百以上のものに限る。） 栄養士
- 四 診療所 事務員その他の従業者

（準用）

第十七条 第二章（第四条第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

（準用）

第十八条 第二章（第二条第一項から第三項まで、第三条第三項から第五項まで並びに第四条第一項及び第二項を除く。）、第三章（第十五条を除く。）及び第十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに對する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。）について準用する。

第六章 雑則

（規則への委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。
(特別養護老人ホームの設備に関する経過措置)
- 2 昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているもの(平成十六年四月一日以後に改築されたものを除く。)については、第三条第三項(第十七条において準用する場合を含む。)又は第十四条第一項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定(汚物処理室に係る部分に限る。)は、当分の間、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に増築され、又は改築された部分を除く。)についての第三条第四項本文(第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホームの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものについての第三条第四項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「原則として四人」とする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものについての第三条第四項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「八人」とする。
- (ユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされるものに関する経過措置)
- 6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第七号)附則第三条第一項の規定により特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされる特別養護老人ホームについては、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該特別養護老人ホームが同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
(一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置)
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六号。以下「改正

省令」という。(附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型特別養護老人ホーム(以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。))については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十項までの規定によることができる。

8 一部ユニット型特別養護老人ホームの一般原則は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。))にあつては第十三条に、それ以外の部分にあつては第二条(第四項を除く。))に定めるところによる。

9 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備は、ユニット部分にあつては第十四条に、それ以外の部分にあつては第三条第三項から第五項までに定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

10 第二章(第二条第一項から第三項まで及び第三条第三項から第五項までを除く。))の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

(一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する経過措置)

11 改正省令附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第二章(第二条第一項から第三項まで、第三条第三項から第五項まで並びに第四条第一項及び第二項を除く。))、第十六条並びに附則第八項及び第九項の規定を準用することができる。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十四号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。))第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの

設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することにより、安心して生きがいを持って日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームの構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

5 軽費老人ホームの立地に当たつては、入所者の外出及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(入所者)

第三条 入所者は、六十歳以上の者であつて、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族による援助を受けることが困難なものとする。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(設備)

第四条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームは、居室、談話室若しくは娯楽室又は集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室及

び事務室その他の運営上必要な設備（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（職員）

第五条 軽費老人ホームには、施設長並びに規則で定める員数の生活相談員、介護職員、栄養士、事務員及び調理員その他の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に対するサービスの提供に支障がないものに限る。）にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては調理員を置かないことができる。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、入所定員が六十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホーム（入所者に対するサービスの提供に支障がないものに限る。）には、事務員を置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に対するサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

二 診療所 その他の従業者

5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の社会福祉施設等の職務に従事することができる。

6 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長等の資格)

第六条 施設長は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
(非常災害対策)

第七条 軽費老人ホームは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 軽費老人ホームは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 軽費老人ホームは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(重要事項の説明等)

第八条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該サービスの提供に関する書面による契約を締結しなければならない。

(健康管理)

第九条 軽費老人ホームは、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。
(衛生管理等)

第十条 軽費老人ホームは、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければ

ならない。

2 軽費老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第十一条 軽費老人ホームは、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

(秘密を守る義務)

第十二条 軽費老人ホームの職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 軽費老人ホームは、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故の防止等)

第十四条 軽費老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。
(軽費老人ホームA型の特例)

2 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第十四条までの規定にかかわらず、次項から附則第八項までの規定を適用する。

3 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

4 軽費老人ホームA型は、居室、談話室若しくは娯楽室又は集会室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室及び事務室その他の運営上必要な設備を設けなければならない。この場合においては、第四条第三項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 軽費老人ホームA型には、施設長並びに規則で定める員数の生活相談員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士、事務員、医師及び調理員その他の職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に対するサービスの提供に支障がないものに限る。)にあつては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理の業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては調理員を置かないことができる。

7 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

8 第二条、第三条、第四条(第三項及び第四項を除く。)、第五条第五項及び第六項並びに第六条から第十四条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 指定訪問介護（第四条―第十四条）
- 第三章 指定訪問入浴介護（第十五条―第十八条）
- 第四章 指定訪問看護（第十九条―第二十四条）
- 第五章 指定訪問リハビリテーション（第二十五条―第二十八条）
- 第六章 指定居宅療養管理指導（第二十九条―第三十二条）
- 第七章 指定通所介護（第三十三条―第三十八条）
- 第八章 指定療養通所介護（第三十九条―第四十四条）
- 第九章 指定通所リハビリテーション（第四十五条―第四十八条）
- 第十章 指定短期入所生活介護（第四十九条―第五十五条）
- 第十一章 ユニット型指定短期入所生活介護（第五十六条―第五十八条）
- 第十二章 指定短期入所療養介護（第五十九条―第六十三条）
- 第十三章 ユニット型指定短期入所療養介護（第六十四条―第六十六条）
- 第十四章 指定特定施設入居者生活介護（第六十七条―第七十二条）
- 第十五章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第七十三条―第七十七条）
- 第十六章 指定福祉用具貸与（第七十八条―第八十二条）
- 第十七章 指定特定福祉用具販売（第八十三条―第八十六条）
- 第十八章 基準該当居宅サービス（第八十七条―第九十一条）
- 第十九章 雑則（第九十二条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定居宅サービス事業者の指定)

第二条 指定居宅サービス事業者の指定に係る法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(一般原則)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定訪問介護

(指定訪問介護の原則)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等)

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 サービス提供責任者は、介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事することができる。

4 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第五条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備）

第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 第五条第四項の規定は、指定訪問介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第五条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七条第一項」と、「前三項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（重要事項の説明等）

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(清潔の保持等)

第十条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第十一条 指定訪問介護事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 指定訪問介護事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十三条 訪問介護員等は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十四条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 指定訪問入浴介護

(指定訪問入浴介護の原則)

第十五条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第十六条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の看護師又は准看護師及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第十七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前条第三項の規定は、指定訪問入浴介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第十六条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（準用）

第十八条 第六条及び第八条から第十四条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 指定訪問看護

（指定訪問看護の原則）

第十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第二十条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)(以下「指定訪問看護事業所」という。)(以下「指定訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「看護師等」という。)(を置かなければならない。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)(保健師又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)(及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。)(指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)(の事業を行う者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第二十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)(の事業を行う者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。)(に規定する基準(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)(を満たすこと(次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)(をもつて、第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)(を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)(の事業を行う者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町条例に規定する基準(指定複合型サービスの事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)(を満たすこと(前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)(をもつて、同項に規定

する基準（看護職員に係る部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第二十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

（設備）

第二十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 第二十条第三項の規定は、指定訪問看護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項又は第二項」と、「第一項」とあるのは「それぞれ第一項又は前項」と読み替えるものとする。

（緊急時の対応）

第二十三条 看護師等は、利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を受ける等必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第二十四条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第五章 指定訪問リハビリテーション

(指定訪問リハビリテーションの原則)

第二十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならぬ。

(従業者)

第二十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第二十六条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第二十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 前条第二項の規定は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十八条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

第六章 指定居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導の原則)

第二十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。))又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導をすることにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第三十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「居宅療養管理指導従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- 三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所であつて、病院又は診療所以外のものをいう。))をいう。以下同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員
- 2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。))の事業を行う者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第三十条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第三十一条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 前条第三項の規定は、指定居宅療養管理指導事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十二条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第七章 指定通所介護

(指定通所介護の原則)

第三十三条 指定居宅サービスに該当する通所介護(次章に規定する指定療養通所介護を除く。以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第三十四条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)(一)ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員(以下「通所介護従業者」と総称する。)を置かなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設)を置かなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設される指定通所介護事業所にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者に対し適切な通所介護が提供されると認められる場合は、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。))の事業を行う者をいう。(一)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所にお

いて一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第三十五条 指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定通所介護事業所の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前条第四項の規定は、指定通所介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第三十六条 指定通所介護事業者は、消火器その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定通所介護事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十七条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(準用)

第三十八条 第六条、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第八章 指定療養通所介護

(指定療養通所介護の原則)

第三十九条 指定療養通所介護(指定居宅サービスに該当する通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している指定訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第四十条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下「療養通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2 療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。
(管理者)

第四十一条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 管理者は、看護師であつて、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(設備)

第四十二条 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定療養通所介護事業所の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(緊急時等の対応)

第四十三条 指定療養通所介護事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師と共に、その場合の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 療養通所介護従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、前項の緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定療養通所介護事業者が定めた緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第三十六条及び第三十七条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは、「療養通所介護従業者の勤務の体制、緊急時等の対応策、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制」と読み替えるものとする。

第九章 指定通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーションの原則)

第四十五条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に感じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第四十六条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士

又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員（以下「通所リハビリテーション従業者」と総称する。）を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等条例第四十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第四十七条 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前条第三項の規定は、指定通所リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十八条 第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第十章 指定短期入所生活介護

（指定短期入所生活介護の原則）

第四十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（次章に規定するユニット型指定短期入所生活介護を除く。以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の

機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第五十条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「短期入所生活介護従業者」と総称する。)を置かなければならない。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。))の数の上限をいう。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて利用者の処遇に支障がないときは栄養士を、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められる場合は医師を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所その他の職務に従事することができる。

4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第四十四条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第五十一条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。))は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。))でなければならない。ただし、規則

で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、養護老人ホーム（同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項に規定する設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。

7 前条第四項の規定は、指定短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項及び第三項」とあるのは、「第四十五条（第四項及び第七項を除く。）」と、「第一項及び前項」とあるのは、「前各項（第四項を除く。）」と読み替えるものとする。

（指定短期入所生活介護の提供）

第五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利

用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むことに支障がある者に対し、指定短期入所生活介護の提供を行うものとする。

(健康管理)

第五十三条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第五十五条 第六条、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、「当該指定訪問介護の提供の開始」とあるのは「サービス内容及び利用期間等」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十一章 ユニット型指定短期入所生活介護

(ユニット型指定短期入所生活介護の原則)

第五十六条 ユニット型指定短期入所生活介護(指定居室サービスに該当する短期入所生活介護であつて、その事業の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備)

第五十七条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業者を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能なる場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第五十一条(第三項、第四項及び第七項を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第一項」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。)」と読み替えるものとする。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防短期入所生活介護であつて、その事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第五十一条第一項及び同条第三項において準用する指定介護予防サービス等条例第四十五条(第三項、第四項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項において準用する第五十一条(第三項、第四項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第五十八条 前章(第四十九条及び第五十一条を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十条第四項中「第四十四条第一項」とあるのは、「第五十二条において準用する指定介護予防サービス等条例第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第十二章 指定短期入所療養介護

(指定短期入所療養介護の原則)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(次章に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 三 療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。))の事業を行つる者(以下「指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第五十四条

第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(設備)

第六十一条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 病室、食堂、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

2 前項第四号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前条第三項の規定は、指定短期入所療養介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第五十四条第一項」とあるのは、「第五十五条第一項」と読み替えるものとする。

(指定短期入所療養介護の提供)

第六十二条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対し、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定短期入所療養介護の提供を行うものとする。

(準用)

第六十三条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第三十六条、第三十七条及び第五十四条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、「当該指定訪問介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と読み替えるものとする。

第十三章 ユニット型指定短期入所療養介護

(ユニット型指定短期入所療養介護の原則)

第六十四条 ユニット型指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護であつて、その事業の全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備)

第六十五条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）

二 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット、浴室、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

2 前項第二号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防短期入所療養介護であつて、そ

の事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第五十九条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第六十六条 前章（第五十九条及び第六十一条を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六十条第三項中「第五十四条第一項」とあるのは、「第六十条において準用する指定介護予防サービス等条例第五十四条第一項」と読み替えるものとする。

第十四章 指定特定施設入居者生活介護

（指定特定施設入居者生活介護の原則）

第六十七条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（次章に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この章において「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項の計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となつた場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（従業者）

第六十八条 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、指定特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「特定施設従業者」と総称する。）を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画の作成を担当するのに適當と認められる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

(設備)

第六十九条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設には、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第六十三条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明等)

第七十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面により締結しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第七十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならぬ。

い。

(準用)

第七十二条 第六条、第十一条から第十四条まで、第三十六条、第三十七条、第五十三条及び第五十四条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十五章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の原則)

第七十三条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。))であつて、当該指定特定施設(特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。))の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。))の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。))をいう。以下同じ。))の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態となつた場合においても、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(従業者)

第七十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。))は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者その他の指定特定施設の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第六十八条第四項の規定は、第一項の計画作成担当者について準用する。

(設備)

第七十五条 指定特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第六十九条第一項及び第二項の規定は、指定特定施設の建物について準用する。

4 第六十九条第五項の規定は、指定特定施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第六十三条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項及び同条第三項において準用する指定介護予防サービス等条例第六十三条第一項及び第二項」と、「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項及び前項において準用する第六十九条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(重要事項の説明等)

第七十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面により締結しなければならない。

(準用)

第七十七条 第六条、第十一条から第十四条まで、第三十六条、第三十七条、第五十四条及び第七十一条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十六章 指定福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与の原則)

第七十八条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。）の

選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第七十九条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)(の事業を行う者をいう。以下同じ。)) 指定介護予防サービス等条例第七十二条第一項

二 次章に規定する指定特定福祉用具販売事業者 第八十四条第一項

三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)(の事業を行う者をいう。以下同じ。)) 指定介護予防サービス等条例第七十八条第一項

(設備)

第八十条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、次条第二項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第七十四条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第八十一条 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒す

るとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

3 第十条の規定は、指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十二条 第六条、第八条、第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第十七章 指定特定福祉用具販売

(指定特定福祉用具販売の原則)

第八十三条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第八十四条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等条例第七十八条第一項

二 指定福祉用具貸与事業者 第七十九条第一項

三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等条例第七十三条第一項

(設備)

第八十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第七十九条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第八十六条 第六条、第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第十八章 基準該当居宅サービス

(基準該当訪問介護)

第八十七条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業については、第二章(第五条第三項及び第四項並びに第七条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五条第二項中「常勤の訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等」と、第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第七条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第八十一条第一項において読み替えて準用する第五条第一項及び第二項に規定する基準を、指定介護予防サービス等条例第八十一条第一項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等条例第七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第七條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当訪問入浴介護)

第八十八条 基準該当居室サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業については、第三章（第十六条第三項及び第十七条第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、第十八条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービスをいう。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第八十二条第一項において準用する指定介護予防サービス等条例第十六条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等条例第十七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等条例第八十二条第一項において準用する基準を、指定介護予防サービス等条例第八十二条第一項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等条例第十七条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等条例第十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基準該当通所介護）

第八十九条 基準該当居室サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業については、第七章（第三十四条第四項及び第三十五条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と、第三十八条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスをいう。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第八十三条第一項において準用する指定介護予防サービス等条例第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を、指定介護予防サービス等条例第八十三条第一項において準用する指定介護予防サービス等条例第三十五条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第三十五条第一項及び第三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基準該当短期入所生活介護）

第九十条 基準該当居室サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」と

いう。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業を行う事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待できる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 第五十条第三項の規定は、前項の機能訓練指導員について準用する。

4 基準該当短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるほか、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

5 第二項に規定する従業者及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第八十四条第二項及び同条第三項において準用する指定介護予防サービス等条例第四十四条第三項に規定する基準を満たすことをもつて第二項及び第三項において準用する第五十条第三項に規定する基準を、指定介護予防サービス等条例第八十四条第四項に規定する基準を満たすことをもつて第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 第十章(第五十条及び第五十一条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(基準該当福祉用具貸与)

第九十一条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業については、第十六章(第七十九条第二項及び第八十条第三項を除く。)の規定を準用する。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例第八十五条第一項において準用する指定介護予防サービス等条例第七十三条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第七十九条第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等条例第八十五条第一項において準用する指定介護予防サービス等条例第七十四条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第八十条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第十九章 雑則

（規則への委任）

第九十二条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

（指定訪問看護に関する経過措置）

2 平成二十五年三月三十一日までの間において、第二十条第四項に規定する市町条例が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定訪問看護事業所において行われる指定訪問看護の事業についての同条の規定の適用については、同項中「法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」と、同条第五項中「市町条例」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。

（ユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものに関する経過措置）

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第四条第一項の規定により指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、第十一章の規定は、適用しない。ただし、当該事業を行う者が同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものに関する経過措置)

4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号)附則第二条第一項の規定により指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、第十三章の規定は、適用しない。ただし、当該事業を行う者が同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定短期入所生活介護に関する経過措置)

5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「改正省令」という。)(附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。))については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第九項までの規定によることができる。

6 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。)(の原則は、ユニット(第五十六条に規定するユニットをいう。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項において「ユニット部分」という。))にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第四十九条に定めるところによる。

7 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第五十七条に、それ以外の部分にあつては第五十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

8 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(改正省令附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる指定介護予防短期入所生活介護(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業を行う者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例附則第五項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9 第十章(第四十九条及び第五十一条を除く。)(の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

(一部ユニット型指定短期入所療養介護に関する経過措置)

10 改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十四項までの規定によることができる。

11 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護(以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。)の原則は、ユニット(第六十四条に規定するユニットをいう。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第五十九条に定めるところによる。

12 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第六十五条に、それ以外の部分にあつては第六十一条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

13 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(改正省令附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われる指定介護予防短期入所療養介護(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等条例附則第十項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

14 第十二章(第五十九条及び第六十一条を除く。)の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県条例第三十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 指定介護予防訪問介護（第四条―第十四条）
- 第三章 指定介護予防訪問入浴介護（第十五条―第十八条）
- 第四章 指定介護予防訪問看護（第十九条―第二十四条）
- 第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション（第二十五条―第二十八条）
- 第六章 指定介護予防居宅療養管理指導（第二十九条―第三十二条）
- 第七章 指定介護予防通所介護（第三十三条―第三十八条）
- 第八章 指定介護予防通所リハビリテーション（第三十九条―第四十二条）
- 第九章 指定介護予防短期入所生活介護（第四十三条―第四十九条）
- 第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第五十条―第五十二条）
- 第十一章 指定介護予防短期入所療養介護（第五十三条―第五十七条）
- 第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第五十八条―第六十条）
- 第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第六十一条―第六十六条）
- 第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第六十七条―第七十一条）
- 第十五章 指定介護予防福祉用具貸与（第七十二条―第七十六条）
- 第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売（第七十七条―第八十条）
- 第十七章 基準該当介護予防サービス（第八十一条―第八十五条）
- 第十八章 雑則（第八十六条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第二条 指定介護予防サービス事業者の指定に係る法第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定介護予防訪問介護

(指定介護予防訪問介護の原則)

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等)

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護

予防訪問介護事業所」という。)ことに、規則で定める員数の訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 サービス提供責任者は、介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事することができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号。以下「指定居宅サービス等条例」という。))第五条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所その他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第七条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 第五条第四項の規定は、指定介護予防訪問介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第五条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七条第一項」と、「前三項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(重要事項の説明等)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして

説明を行い、当該指定介護予防訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(清潔の保持等)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十三条 訪問介護員等は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 指定介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防訪問入浴介護の原則)

第十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第十六条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の看護師又は准看護師及び介護職員(以下「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前条第三項の規定は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第十六条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、「第一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第十八条 第六条及び第八条から第十四条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、

「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 指定介護予防訪問看護

(指定介護予防訪問看護の原則)

第十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第二十条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならない。

- 一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第二十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する基準（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

護の事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)を満たすこと(次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもって、第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町条例に規定する基準(指定複合型サービスの事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)を満たすこと(前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもって、同項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第二十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(設備)

第二十二条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 第二十条第三項の規定は、指定介護予防訪問看護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十条第一項」とあるの

は「第二十二条第一項又は第二項」と、「第一項」とあるのは「それぞれ第一項又は前項」と読み替えるものとする。
(緊急時の対応)

第二十三条 看護師等は、利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を受ける等必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二十四条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション

(指定介護予防訪問リハビリテーションの原則)

第二十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第二十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たるとする規則で定める員数の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。))の事業を行つ者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第二十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第二十七条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広

さを有する専用の区画を設けているほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 前条第二項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十八条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

第六章 指定介護予防居宅療養管理指導

(指定介護予防居宅療養管理指導の原則)

第二十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)(又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第三十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)(は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)(ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)(を置かなければならない。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- 二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- 三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション(指定訪問看護の事業を行う事業所であつて、病院又は診療所以外のものをい

う。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第三十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第三十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 前条第三項の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（準用）

第三十二条 第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第七章 指定介護予防通所介護

（指定介護予防通所介護の原則）

第三十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者）

第三十四条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員（以下

「介護予防通所介護従業者」と総称する。)を置かなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設される指定介護予防通所介護事業所にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者に対し適切な介護予防通所介護が提供されると認められる場合は、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第三十五条 指定介護予防通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防通所介護事業所の設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前条第四項の規定は、指定介護予防通所介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第三十六条 指定介護予防通所介護事業者は、消火器その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。
(衛生管理等)

第三十七条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(準用)

第三十八条 第六条、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーションの原則)

第三十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」と総称する。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第四十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第四十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前条第三項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十二条 第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九章 指定介護予防短期入所生活介護

（指定介護予防短期入所生活介護の原則）

第四十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（次章に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を除く。

以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者）

第四十四条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「介護予防短期入所生活介護従業者」と総称する。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数の上限をいう。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて利用者の処遇に支障がないときは栄養士を、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められる場合は医師を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第五十条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第四十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に

係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能の場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、養護老人ホーム（同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能の場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項に規定する設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもつて足りるものとする。

7 前条第四項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第五十条第一項及び第三項」とあるのは「第五十一条（第四項及び第七項を除く。）」と、「第一項及び前項」とあるのは「前各項（第四項を除く。）」と読み替えるものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の提供）

第四十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むことに支障がある者に対し、

指定介護予防短期入所生活介護の提供を行うものとする。

(健康管理)

第四十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(準用)

第四十九条 第六条、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、「当該指定介護予防訪問介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の原則)

第五十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護であつて、その事業の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)(以下一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)(ことに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。))の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものであるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備)

第五十一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第四十五条（第三項、第四項及び第七項を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第一項」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。）」と読み替えるものとする。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定短期入所生活介護であつて、その事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの（以下「ユニット型指定短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第五十七条第一項及び同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第五十一条（第三項、第四項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項において準用する第四十五条（第三項、第四項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第五十二条 前章（第四十三条及び第四十五条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第五十条第一項」とあるのは、「第五十八条において準用する指定居宅サービス等条例第五十条第一項」と読み替えるものとする。

第十一章 指定介護予防短期入所療養介護

(指定介護予防短期入所療養介護の原則)

第五十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(次章に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を除く。以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第五十四条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

2 前項各号に定める従業者の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。))の事業を行う者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第六十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第五十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 病室、食堂、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

2 前項第四号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前条第三項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第六十条第一項」とあるのは、「第六十一条第一項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の提供)

第五十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対し、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定介護予防短期入所療養介護の提供を行うものとする。

(準用)

第五十七条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第三十六条、第三十七条及び第四十八条の規定は、指定介護予防短期入所療養

介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、「当該指定介護予防訪問介護の提供の開始」とあるのは「サービスの内容及び利用期間等」と読み替えるものとする。

第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の原則)

第五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護であつて、その事業の全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(設備)

第五十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）

二 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット、浴室、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備

2 前項第二号に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定短期入所療養介護であつて、その事業の全部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの（以下「ユニット型指定短期入所療養介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療

養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第六十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第六十条 前章(第五十三条及び第五十五条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条第三項中「第六十条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する指定居宅サービス等条例第六十条第一項」と読み替えるものとする。

第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第六十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(次章に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第八条の第二十一項の計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定介護予防特定施設(特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第六十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、指定介護予防特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「指定介護予防特定施設従業者」と総称する。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当するのに適当と認めら

れる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

(設備)

第六十三条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設には、一時介護室(一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。))の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第六十九条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明等)

第六十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面により締結しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第六十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供

を拒んではならない。

(準用)

第六十六条 第六条、第十一条から第十四条まで、第三十六条、第三十七条、第四十七条及び第四十八条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第六十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。))であつて、当該指定介護予防特定施設(特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。))の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者(以下「受託介護予防サービス事業者」という。))により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託介護予防サービス」という。))をいう。以下同じ。))の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第六十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。))は、指定介護予防特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者その他の指定介護予防特定施設の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第六十二条第四項の規定は、第一項の計画作成担当者について準用する。

(設備)

第六十九条 指定介護予防特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対する必要な設備を備えなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第六十三条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防特定施設の建物について準用する。

4 第六十三条第五項の規定は、指定介護予防特定施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第六十九条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十五条第一項及び同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第六十九条第一項及び第二項」と、「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項及び前項において準用する第六十三条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(重要事項の説明等)

第七十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所の名称、受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を書面により締結しなければならない。

(準用)

第七十一条 第六条、第十一条から第十四条まで、第三十六条、第三十七条、第四十八条及び第六十五条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防特定施設に従業者」と、「主治の医師」とあるのは「主治の医師又はあらかじめ外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関」と読み替えるものとする。

第十五章 指定介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防福祉用具貸与の原則)

第七十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（福祉用具専門相談員）

第七十三条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者（指定居室サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）

二 指定特定福祉用具販売事業者（指定居室サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）

三 次章に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第七十八条第一項

（設備）

第七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、次条第二項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に規定する設備に關し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具

貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居室サービス等条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第七十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

3 第十条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十六条 第六条、第八条、第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売

(指定特定介護予防福祉用具販売の原則)

第七十七条 指定介護予防サービスに該当する指定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具(法第八条の二第十三項の規定により厚生労働大臣が定める指定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第七十八条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉

用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定特定福祉用具販売事業者 指定特定福祉用具販売事業者
- 二 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等条例第八十四条第一項
- 三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第七十三条第一項

(設備)

第七十九条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第八十五条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第八十条 第六条、第八条から第十二条まで及び第十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第十七章 基準該当介護予防サービス

(基準該当介護予防訪問介護)

第八十一条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業については、第二章(第五条第三項及び第四項並びに第七条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五条第二項中「常勤の訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等」と、第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第七条第一項中「専用区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第八十七条第一項

において読み替えて準用する指定居宅サービス等条例第五条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第五条第一項及び第二項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第八十七条第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等条例第七条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防訪問入浴介護)

第八十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業については、第三章(第十六条第三項及び第十七条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、第十八条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第十八条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第十六条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第十六条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第八十八条第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等条例第十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防通所介護)

第八十三条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業については、第七章(第三十四条第四項及び第三十五条第四項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と、第三十八条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第八十九条第一項

において準用する指定居宅サービス等条例第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第八十九条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第三十五条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第三十五条第一項及び第三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防短期入所生活介護)

第八十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待できる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 第四十四条第三項の規定は、前項の機能訓練指導員について準用する。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるほか、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が可能な場合であつて、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

5 第二項に規定する従業者及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス

又等条例第九十条第二項及び同条第三項において準用する指定居宅サービス等条例第五十条第三項に規定する基準を満たすことをもって第二項及び第三項において準用する第四十四条第三項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第九十条第四項に規定する基準を満たすことをもって第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 第九章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条において準用する第六条中「常勤の管理者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

（基準該当介護予防福祉用具貸与）

第八十五条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業については、第十五章（第七十三条第二項及び第七十四条第三項を除く。）の規定を準用する。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等条例第九十一条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第七十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十三条第一項に規定する基準を、指定居宅サービス等条例第九十一条第一項において準用する指定居宅サービス等条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十四条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第十八章 雑則

（規則への委任）

第八十六条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の運営及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

（指定介護予防訪問看護に関する経過措置）

2 平成二十五年三月三十一日までの間において、第二十条第四項に規定する市町条例が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防訪問看護事業所において行われる指定介護予防訪問看護の事業については、同項中「法第七十八条の四

第一項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第34号）」と、同条第五項中「市町条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置）

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「改正省令」という。）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第七項までの規定によることができる。

4 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる指定介護予防短期入所生活介護（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。）の原則は、ユニット（第五十条に規定するユニットをいう。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項において「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第四十三条に定めるところによる。

5 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第五十一条に、それ以外の部分にあつては第四十五条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（改正省令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等条例附則第七項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 第九章（第四十三条及び第四十五条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置）

8 改正省令附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十二項までの規定によることができる。

9 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われる指定介護予防短期入所療養介護（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。）の原則は、ユニット（第五十八条に規定するユニットをいう。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第五十三条に定めるところによる。

10 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第五十九条に、それ以外の部分にあつては第五十条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

11 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等条例附則第十二項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

12 第十一章（第五十三条及び第五十五条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十七号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定介護老人福祉施設（第三条―第十六条）

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第十七条―第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定介護老人福祉施設の指定）

第二条 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める数は、三十人以上とする。

第二章 指定介護老人福祉施設

（一般原則）

第三条 指定介護老人福祉施設（次章に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を考慮して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とさなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、「居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」、「居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）」、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第四条 指定介護老人福祉施設には、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める従業者を除き、この限りでない。

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（管理者）

第五条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

（設備）

第六条 指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、地域における指定介護老人福祉施設の整備状況その他の状況を勘案し、知事が特に認める場合は、四人以下とすることができる。

2 指定介護老人福祉施設の居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下並びに消火設備その他の非常災害に対する必要な設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
(非常災害対策)

第七条 指定介護老人福祉施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの提供)

第八条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスの提供を行うものとする。

(重要事項の説明等)

第九条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(健康管理)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十四条 指定介護老人福祉施設の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(一般原則)

第十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居

者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を考慮して、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の浴室、医務室、廊下及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 ユニット及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第十九条 前章(第三条及び第六条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設の建物(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に増築され、又は改築

された部分を除く。)についての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「原則として四人」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「八人」とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされるものに関する経過措置)

5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十号)附則第四条第一項の規定により指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされる指定介護老人福祉施設については、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該指定介護老人福祉施設が同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

6 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることができるとされる一部ユニット型指定介護老人福祉施設(以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第九項までの規定によることができる。

7 一部ユニット型指定介護老人福祉施設的一般原則は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第十七条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第十八条に、それ以外の部分にあつては第六条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者への指定介護福祉施設サービスの提供及びそれ以外の部分の入所者の処遇に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

9 第二章(第三条及び第六条を除く。)の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十八号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護老人保健施設（第二条―第十五条）

第三章 ユニット型介護老人保健施設（第十六条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 介護老人保健施設

（一般原則）

第二条 介護老人保健施設（次章に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章（第三条第三項を除く。）において同じ。）は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指さなければならぬ。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

ない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、「居宅介護支援事業者」（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、「居宅サービス事業者」（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、「他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第三条 介護老人保健施設には、医師、薬剤師、看護師若しくは准看護師又は介護職員、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員及び調理員、事務員その他の従業者を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者（医師及び看護師を除く。以下同じ。）の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該介護老人保健施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の居宅における生活への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

二 病床数が百以上の病院 栄養士

三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設である病院 介護支援専門員

4 第一項の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の居宅における生活への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）には、併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士を置かないことができる。

5 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場

合は、規則で定める従業者を除き、この限りでない。

(管理者)

第四条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(施設)

第五条 介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室（以下「談話室等」という。）を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、談話室等を設けないことができる。

2 前項に規定する施設（療養室、診察室及び機能訓練室を除く。次項において同じ。）に關し必要な基準は、規則で定める。

3 介護老人保健施設の施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第六条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 第一項の建物に關し必要な基準は、規則で定める。

(非常災害対策)

第七条 介護老人保健施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等

に於いて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 介護老人保健施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（介護保健施設サービスの提供）

第八条 介護老人保健施設は、心身の状況等に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスの提供を行うものとする。

（重要事項の説明等）

第九条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第十条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第十一条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設及び設備並びに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。（身体的拘束等の禁止）

第十二条 介護老人保健施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 の自由の拘束その

他人所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（秘密を守る義務）

第十三条 介護老人保健施設の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（苦情の処理）

第十四条 介護老人保健施設は、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故の防止等）

第十五条 介護老人保健施設は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 ユニット型介護老人保健施設

（一般原則）

第十六条 ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を考慮して、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第十七条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニット、診察室及び機能訓練室のほか、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室（以下「浴室等」という。）を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、浴室等を設けないことができる。

2 前項に規定する施設（診察室及び機能訓練室を除く。）に関し必要な基準は、規則で定める。

3 ユニット型介護老人保健施設の浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第十八条 前章（第二条及び第五条を除く。）の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の運営に必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)

- 2 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項の規定は、適用しない。（ユニット型介護老人保健施設でないものとみなされるものに関する経過措置）
- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三百二十九号）附則第六条第一項の規定により介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなされる介護老人保健施設については、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該介護老人保健施設が同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。（一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置）
- 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることができるとされる一部ユニット型介護老人保健施設（以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第七項までの規定によることができる。
- 5 一部ユニット型介護老人保健施設の一般原則は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第十六条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。
- 6 一部ユニット型介護老人保健施設の施設は、ユニット部分にあつては第十七条に、それ以外の部分にあつては第五条に定めるところによる。ただし、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の施設をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の施設とすることができる。
- 7 第二章（第二条及び第五条を除く。）の規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十九号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第一百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、入院患者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて指定介護療養施設サービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村)及び特別区をいう。以下同じ。)、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第三条 指定介護療養型医療施設には、次の各号に掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者を置かなければならない。

- 一 療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院である指定介護療養型医療施設 医師、薬剤師及び栄養士、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)、介護職員、理学療法士及び作業療

法士並びに介護支援専門員

二 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設 医師、看護職員、介護職員及び介護支援専門員

三 老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設 医師、薬剤師及び栄養士、看護職員、介護職員、作業療法士、精神保健福祉士又はこれに準ずる者並びに介護支援専門員

2 前項各号に定める従業者の員数及び従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第四条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第十二条第二項の知事の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であつてはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第五条 指定介護療養型医療施設は、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設は、生活機能回復訓練室、デイルーム及び面会室を設けなければならない。ただし、デイルームは食堂として使用することができる。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（非常災害対策）

第六条 指定介護療養型医療施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入院患者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入院患者を円滑に避難誘導す

るための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業員及び入院患者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(重要事項の説明等)

第七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、患者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定介護療養施設サービスの提供の開始について患者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第八条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第十条 指定介護療養型医療施設は、入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十一条 指定介護療養型医療施設の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養型医療施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 指定居宅介護等(第五条―第十五条)

第三章 指定療養介護（第十六条―第二十三条）

第四章 指定生活介護（第二十四条―第二十九条）

第五章 指定短期入所（第三十条―第三十二条）

第六章 指定重度障害者等包括支援（第三十四条―第三十七条）

第七章 指定共同生活介護（第三十八条―第四十二条）

第八章 指定自立訓練（機能訓練）（第四十三条・第四十四条）

第九章 指定自立訓練（生活訓練）（第四十五条―第四十八条）

第十章 指定就労移行支援（第四十九条―第五十二条）

第十一章 指定就労継続支援A型（第五十三条―第五十五条）

第十二章 指定就労継続支援B型（第五十六条・第五十七条）

第十三章 指定共同生活援助（第五十八条・第五十九条）

第十四章 多機能型事業所の特例（第六十条）

第十五章 基準該当障害福祉サービス（第六十一条―第六十七条）

第十六章 雑則（第六十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第二条 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る法第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項の規定により指定の変更について、法第四十一条第四項の規定により指定の更新について、それぞれ準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養

介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自立訓練（機能訓練） 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。

二 自立訓練（生活訓練） 省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。

三 就労継続支援A型 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。

四 就労継続支援B型 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。

五 多機能型 指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業及び指定就労継続支援B型の事業並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第三十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（一般原則）

第四条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十三章までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する等その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を

施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定居宅介護等

(指定居宅介護等の原則)

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)の事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第六条 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下「指定居宅介護等」という。)の事業を行う者(以下「指定居宅介護等事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護等事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の従業者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この章において同じ。)を置かなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護等の職務に従事するものうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第七条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護等事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第八条 指定居宅介護等事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護等の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(重要事項の説明等)

第九条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該指定居宅介護等の提供の開始について同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護等事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(清潔の保持等)

第十一条 指定居宅介護等事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 指定居宅介護等事業所の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 指定居宅介護等事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(緊急時の対応)

第十四条 指定居宅介護等事業所の従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十五条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 指定療養介護

(指定療養介護の原則)

第十六条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第十七条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)には、規則で定める員数の医師、看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)、生活支援員及びサービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。)の指定を併せて受け、

かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）第四条（第七項を除く。）に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもつて、第一項及び第三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所以外の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事させることができる。

（設備）

第十九条 指定療養介護事業所には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要な設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定療養介護事業所の設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 第十七条第四項の規定は、指定療養介護事業所の設備について準用する。この場合において、同項中「第四条（第七項を除く。）」とあるのは「第六条（第四項及び第六項を除く。）」と、「第一項及び前項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。

（非常災害対策）

第二十条 指定療養介護事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

い。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十一条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十二条 指定療養介護事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第二十三条 前章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十四条中「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 指定生活介護

(指定生活介護の原則)

第二十四条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第二十五条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）には、規則で定める員数の医師、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

4 指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従たる事業所を設置する場合の特例）

第二十六条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合にあつては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第二十七条 指定生活介護事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 相談室及び多目的室については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。

4 指定生活介護事業所の設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（健康管理）

第二十八条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

（準用）

第二十九条 第二章（第五条から第八条まで及び第十一条を除く。）、第十八条及び第二十条から第二十二条までの規定は、指定生活介護の事

業について準用する。

第五章 指定短期入所

(指定短期入所の原則)

第三十条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第三十一条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、規則で定める。

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、規則で定める。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、規則で定める。

(設備)

第三十二条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができる。

3 空床利用型事業所には、当該施設として必要とされる設備を設けなければならない。

4 単独型事業所には、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第三十三条 第二章（第五条、第六条、第八条及び第十一条を除く。）、第二十条から第二十二条まで及び第二十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第六章 指定重度障害者等包括支援

（指定重度障害者等包括支援の原則）

第三十四条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

（従業者）

第三十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第五十八条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数のサービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を置かなければならない。

3 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（障害福祉サービスを提供する事業所に係る基準）

第三十六条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十五号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供

する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(準用)

第三十七条 第二章(第五条及び第六条を除く。)の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第七章 指定共同生活介護

(指定共同生活介護の原則)

第三十八条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第三十九条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)には、規則で定める員数の世話人、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第四十条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。(設備)

第四十一条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所によりサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所には、一以上の共同生活住居を設けなければならない。

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第四十二条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)及び第二十条から第二十二条までの規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。

第八章 指定自立訓練(機能訓練)

(指定自立訓練(機能訓練)の原則)

第四十三条 自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第四十四条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四章(第二十四条及び第二十九条を除く。)の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「医師、看護職員」とあるのは、「看護職員」と読み替えるものとする。

第九章 指定自立訓練(生活訓練)

(指定自立訓練(生活訓練)の原則)

第四十五条 自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第四十六条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)には、規則で定める員数の生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第四十七条 指定自立訓練(生活訓練)事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所には、居室及び浴室を設けなければならない。この場合において、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 相談室及び多目的室については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。

5 指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第四十八条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十六条及び第二十八条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章 指定就労移行支援

(指定就労移行支援の原則)

第四十九条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第五十条 第四十六条の規定は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省令・厚生省令第二号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援の事業(以下「認定指定就労移行支援事業」という。)を行う事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)の従業者について準用する。この場合において、同条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは、「職業指導員、生活支援員」と読み替えるものとする。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第五十一条 認定指定就労移行支援事業所が認定就労移行支援を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(準用)

第五十二条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十六条から第二十八條まで及び第四十六條の規定は、指定就労移行支援の事業(第二十六條、第二十七條及び第四十六條の規定については、認定指定就労移行支援事業を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは、「職業指導員、生活支援員、就労支援員」と読み替えるものとする。

第十一章 指定就労継続支援A型

(指定就労継続支援A型の原則)

第五十三条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(設備)

第五十四条 指定就労継続支援A型の事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 相談室及び多目的室その他運営上必要な設備については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。

5 指定就労継続支援A型事業所の設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第五十五条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十六條、第二十八條及び

第四十六条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは、「職業指導員、生活支援員」と読み替えるものとする。

第十二章 指定就労継続支援B型

(指定就労継続支援B型の原則)

第五十六条 就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第五十七条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十六条、第二十八条、第四十六条及び第五十四条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは、「職業指導員、生活支援員」と読み替えるものとする。

第十三章 指定共同生活援助

(指定共同生活援助の原則)

第五十八条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第五十九条 第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第二十条から第二十二条まで及び第七章(第三十八条及び第四十二条を除く。)の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第三十九条第一項中「世話人、生活支援員」とあるのは、「世話人」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型事業所の特例

(設備の特例)

第六十条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所をい

う。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援の事業を行う事業所をいう。）、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）、並びに指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第二十五条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）、及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第二十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の設備は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備に兼ねることができる。

第十五章 基準該当障害福祉サービス

（基準該当居宅介護等）

第六十一条 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業については、第四条第三項及び第二章の規定を準用する。この場合において、第六条第二項中「常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護等の職務に従事するもの」とあるのは「従業者」と、第七条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第八条中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。

（基準該当生活介護）

第六十二条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第六十七条第一項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者は、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）第三十四条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならぬ。

2 規則で定める基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、のうち通いサービス（市町条例に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前項の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(基準該当短期入所)

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

(基準該当自立訓練(機能訓練))

第六十四条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第六十七条第一項に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練))を除く。()の事業を行う者については、第六十二条第一項の規定を準用する。

(基準該当自立訓練(生活訓練))

第六十五条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第六十七条第一項に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練))を除く。()の事業を行う者については、第六十二条第一項の規定を準用する。

(基準該当就労継続支援B型)

第六十六条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(次条第一項に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者であつて、規則で定める基準を満たすものでなければならない。

2 第四条第三項、第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十八条及び第五十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス)

第六十七条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当障害福祉サービス」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当」という。) (以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当

障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)には、規則で定める員数の医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、職業指導員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

4 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

5 第四条第三項、第二章(第五条から第八条まで及び第十一条を除く。)、第二十条及び第二十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業について準用する。

6 第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。

7 第二十一条、第二十二条、第二十八条及び第四十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。

8 第二十一条、第二十二条、第二十八条及び第四十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。

9 第二十一条、第二十二条、第二十八条及び第五十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。

第十六章 雑則

(規則への委任)

第六十八条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）、若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものにおいて、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第九条第一項、第二十七条第一項（第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）、第四十七条第一項又は第五十四条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

3 指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行っている指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障

害者授産施設が、平成十八年十月一日前に存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項並びに整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号）第六条第一項及び第四十七条第一項に規定する分場をいい、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置している場合については、当分の間、第二十六条第二項（第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十五条及び第五十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

4 平成二十五年三月三十一日までの間において、第六十二条第二項に規定する市町条例が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所についての同条の規定の適用については、同項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」と、「市町条例」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。

（地域移行型ホームの特例）

5 第四十一条第一項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を行うことができるものとして平成二十四年三月三十一日までに知事が認めた事業所については、当該事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行の日以後も指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県条例第四十一号

山口県知事 二 井 関 成

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害者支援施設の指定)

第二条 指定障害者支援施設の指定に係る法第三十八条第三項（法第三十九条第二項の規定により指定の変更について、法第四十一条第四項の規定により指定の更新について、それぞれ準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人である者とする。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自立訓練（機能訓練） 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。

二 自立訓練（生活訓練） 省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。

三 就労継続支援B型 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。

(一般原則)

第四条 指定障害者支援施設は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する等その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業員)

第五条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める従業員を置かなければならない。

一 生活介護を行う場合 医師、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者

二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者

三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者

四 就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者

五 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

六 就労継続支援B型を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者

七 施設入所支援を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者（当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。）

2 前項第一号又は第二号に掲げる場合で理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項各号に定める従業員の員数及び従業員に關し必要な基準は、規則で定める。

4 第一項各号に定める従業員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）第四条（第七項を除く。）に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項（生活介護及び施設入所支援を行う場合に係る部分に限る。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合の特例）

第七条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第八条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、第一項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

4 相談室及び多目的室については、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる。

5 第五条第五項の規定は、指定障害者支援施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第四条（第七項を除く。）」とあるの

は「第六条（第四項及び第六項を除く。）」と、「第一項及び第二項（生活介護及び施設入所支援を行う場合に係る部分に限る。）」とあるのは「第一項、第三項及び前項」と読み替えるものとする。

（非常災害対策）

第九条 指定障害者支援施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（重要事項の説明等）

第十条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（法第十九条第一項の支給決定を受けた障害者をいう。）が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第十一条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（食事）

第十二条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

（健康管理）

第十三条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十四条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(介護等の原則)

第十五条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護及び訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十六条 指定障害者支援施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十七条 指定障害者支援施設の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十八条 指定障害者支援施設は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十九条 指定障害者支援施設の従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 省令附則第一条の二の規定による就労継続支援B型を提供する指定障害者支援施設については、就労継続支援B型の提供に支障がない場合は、当分の間、第八条第一項の訓練・作業室を設けないことができる。

3 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)(による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)(第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。)(、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)(第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に

限る。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)(若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。)(において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)(については、当分の間、第八条第一項の多目的室を設けないことができる。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 療養介護(第四条―第十五条)
- 第三章 生活介護(第十六条―第二十三条)
- 第四章 自立訓練(機能訓練)(第二十四条・第二十五条)
- 第五章 自立訓練(生活訓練)(第二十六条―第三十条)
- 第六章 就労移行支援(第三十一条―第三十四条)
- 第七章 就労継続支援A型(第三十五条―第三十九条)

第八章 就労継続支援B型（第四十条・第四十一条）

第九章 多機能型事業所の特例（第四十二条）

第十章 雑則（第四十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自立訓練（機能訓練） 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。

二 自立訓練（生活訓練） 省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。

三 就労継続支援A型 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。

四 就労継続支援B型 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。

五 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（一般原則）

第三条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成

し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する等その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所の構造設備には、利用者の特性に応じて工夫をし、かつ、日照、採光、換気その他利用者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

第二章 療養介護

(療養介護の原則)

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第五条 療養介護の事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第六条 療養介護事業所には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要な設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 療養介護事業所の設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第七条 療養介護事業所には、管理者並びに規則で定める員数の医師、看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）、生活支援員及びサービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 療養介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事することができる。

4 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位（療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ことに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の資格)

第八条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(非常災害対策)

第九条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 療養介護事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第十条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第十一条 療養介護事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 療養介護事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 療養介護事業者は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十四条 療養介護事業所の職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十五条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 生活介護

(生活介護の原則)

第十六条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第十七条 生活介護の事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

(設備)

第十八条 生活介護事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備(以下「訓練・作業室等」という。)を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、訓練・作業室等の一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 相談室及び多目的室については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。

4 生活介護事業所の設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第十九条 生活介護事業所には、管理者並びに規則で定める員数の医師、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

4 生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事する

ことができる。

5 生活介護事業所の職員（管理者を除く。）は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位（生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者の資格）

第二十条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に一年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合の特例）

第二十一条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）は、生活介護事業所における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（健康管理）

第二十二条 生活介護事業者は、常に利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

（準用）

第二十三条 前章（第四条から第八条までを除く。）の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条中「他の専門医療機関」とあるのは、「医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）

（自立訓練（機能訓練）の原則）

第二十四条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第二十五条 第二章（第四条から第八条までを除く。）及び前章（第十六条及び第二十三条を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条中「他の専門医療機関」とあるのは「医療機関」と、第十九条中「医師、看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）

（自立訓練（生活訓練）の原則）

第二十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第二十七条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（同項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（設備）

第二十八条 自立訓練（生活訓練）事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。この場合においては、第十八条第一項ただし書の規定を準用する。

2 宿泊型自立訓練の事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（以下「宿泊型自立訓練事業所」という。）には、居室及び浴室を設けなければならない。この場合において、宿泊型自立訓練のみを行う宿泊型自立訓練事業所にあつては、訓練・作業室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 相談室及び多目的室については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。

5 自立訓練（生活訓練）事業所の設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支

援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（職員）

第二十九条 自立訓練（生活訓練）事業所には、管理者並びに規則で定める員数の生活支援員、地域移行支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事することができる。

4 自立訓練（生活訓練）事業所の職員（管理者を除く。）は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第三十条 第二章（第四条から第八条までを除く。）及び第二十条から第二十二条までの規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条中「他の専門医療機関」とあるのは「医療機関」と、第二十一条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては六人以上、宿泊型自立訓練にあつては十人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

（就労移行支援の原則）

第三十一条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

い。この場合においては、第十八条第一項ただし書の規定を準用する。

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならないことができる。
- 4 相談室及び多目的室については、利用者の支援に支障がない範囲で兼用することができる。
- 5 就労継続支援A型事業所の設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の資格)

第三十八条 就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(準用)

第三十九条 第二章（第四条から第八条までを除く。）、第二十一条、第二十二条及び第二十九条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十四条中「他の専門医療機関」とあるのは「医療機関」と、第二十一条第二項中「六人以上」とあるのは「十人以上」と、第二十九条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「職業指導員、生活支援員」と読み替えるものとする。

第八章 就労継続支援B型

(就労継続支援B型の原則)

第四十条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第四十一条 第二章（第四条から第八条までを除く。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十七条及び第三十八条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条中「他の専門医療機関」とあるのは「医療機関」と、第二十一条第二項中「六人以上」とあるのは「十人以上」と、第二十九条第一項中「生活支援員、地域移行支援員」とあるのは「職業指導員、生活支援員」と読み替えるものとする。

の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第六条第一項、第十八条第一項（第二十五条及び第三十四条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は第三十七条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

3 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行っている身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、平成十八年十月一日前に存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第二項並びに整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をいい、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置している場合については、当分の間、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を第二十五条、第三十条、第三十四条、第三十九条及び第四十一条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（地域活動支援センター等の特例）

4 平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）についての第十七条（第二十五条、第三十四条及び第四十一条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第一項の規定の適用については、「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがない」として知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがない」として知事が認める地域とする。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十三号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスを提供するよう努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規模)

第三条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第四条 地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所並びに便所(以下「活動場所等」という。)を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運

営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、活動場所等の一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第五条 地域活動支援センターには、施設長及び規則で定める員数の指導員を置かなければならない。

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の社会福祉施設等の職務に従事することができる。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有する者であつて、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

(従たる事業所を設置する場合の特例)

第六条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合にあつては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(非常災害対策)

第七条 地域活動支援センターは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 地域活動支援センターは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 地域活動支援センターは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第八条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第九条 地域活動支援センターの職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十条 地域活動支援センターは、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十一条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県条例第四十四号

山口県知事 二 井 関 成

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 福祉ホームの構造設備には、利用者の特性に応じて工夫をし、かつ、日照、採光、換気その他利用者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

(規模)

第三条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第四条 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 福祉ホームは、居室、浴室、便所、管理人室及び共用室（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（職員）

第五条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有する者であつて、福祉ホームを適切に運営する能力を有するものでなければならない。（非常災害対策）

第六条 福祉ホームは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 福祉ホームは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 福祉ホームは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 福祉ホームは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（衛生管理等）

第七条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(秘密を守る義務)

第八条 福祉ホームの職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第九条 福祉ホームは、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十五号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自立訓練（機能訓練） 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。

二 自立訓練（生活訓練） 省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。

三 就労継続支援B型 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。

（一般原則）

第三条 障害者支援施設は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する等その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 障害者支援施設の構造設備には、利用者の特性に応じて工夫をし、かつ、日照、採光、換気その他利用者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

（規模）

第四条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第五項に規定する認定障害者支援施設を除く。）にあつては、十人以上）
 - 二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）
- （設備）

第五条 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備（以下「訓練・作業室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障がないときは、訓練・作業室等の一部を設けないことができる。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、第三項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

6 相談室及び多目的室については、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる。

（職員）

第六条 障害者支援施設には、施設長のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。

- 一 生活介護を行う場合 医師、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同

じ。)

- 二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者
- 三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者
- 四 就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員、就労支援員及びサービス管理責任者
- 五 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者
- 六 就労継続支援B型を行う場合 職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者
- 七 施設入所支援を行う場合 生活支援員及びサービス管理責任者（当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。）
- 2 前項第一号又は第二号に掲げる場合で理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 3 第一項各号に定める職員の員数及び職員に関し必要な基準は、規則で定める。
- 4 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設以外の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事することができる。
- 5 第一項各号に定める職員は、生活介護の単位（生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）若しくは施設入所支援の単位（施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。）ことに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の資格）

第七条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合の特例）

第八条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下

「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員(サービスマン管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(非常災害対策)

第九条 障害者支援施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 障害者支援施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 障害者支援施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(食事)

第十条 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

(健康管理)

第十一条 障害者支援施設は、常に利用者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十二条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(介護等の原則)

第十三条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護及び

訓練を行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十四条 障害者支援施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十五条 障害者支援施設の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十六条 障害者支援施設は、利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第十七条 障害者支援施設の職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十八条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 省令附則第一条の二の規定による就労継続支援B型を提供する障害者支援施設については、就労継続支援B型の提供に支障がない場合は、当分の間、第五条第三項の訓練・作業室を設けないことができる。

3 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十二条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第五条第三項の多目的室を設けないことができる。

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十六号

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 児童発達支援（第四条―第二十三条）

第三章 医療型児童発達支援（第二十四条―第二十七条）

第四章 放課後等デイサービス（第二十八条―第三十一条）

第五章 保育所等訪問支援（第三十二条―第三十五条）

第六章 多機能型事業所の特例（第三十六条・第三十七条）

第七章 雑則（第三十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定障害児通所支援の事業の指定）

第二条 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援を提供するよう努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

(児童発達支援の原則)

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員（障害児の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

4 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、障害児四十人以下を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

2 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の言語聴覚士のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

4 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定める員数の看護師及び機能訓練担当職員を置かなければならない。

5 指定児童発達支援事業所の従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

（管理者）

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の社会福祉施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合の特例）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下「主

たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合にあっては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)には、指導訓練室を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には、静養室を設けなければならない。

3 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(非常災害対策)

第十一条 指定児童発達支援事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び障害児の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに障害児を円滑に避難誘導する

ための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び障害児等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所にあつては、毎月一回以上）行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。
(重要事項の説明等)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(食事)

第十四条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、障害児の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第十五条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、障害児の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十八条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第十九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長である管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、心身の苦痛を与え、名誉及び尊厳を害する等その権限を濫用してはならない。

(秘密を守る義務)

第二十条 指定児童発達支援事業所の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、苦情の解決を図るため、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者を関与させなければならない。

(緊急時の対応)

第二十二条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町並びに当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 医療型児童発達支援

(医療型児童発達支援の原則)

第二十四条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者)

第二十五条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要な従業者のほか、規則で定める員数の児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(設備)

第二十六条 指定医療型児童発達支援事業所は、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理

室を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定医療型児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項に規定する設備（医療法に規定する診療所として必要な設備を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

（準用）

第二十七条 前章（第四条から第六条まで及び第八条から第十条までを除く。）の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第二十二条中「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

（放課後等デイサービスの原則）

第二十八条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（従業者）

第二十九条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、規則で定める員数の指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。
（設備）

第三十条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定放課後等デイサービス事業所の設備は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第三十一条 第二章（第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第五章 保育所等訪問支援

(保育所等訪問支援の原則)

第三十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下、「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下、「指定保育所等訪問支援事業所」という。）には、規則で定める員数の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第三十四条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定保育所等訪問支援事業所の設備は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第三十五条 第二章（第四条から第六条まで、第八条から第十一条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「ただし」とあるのは、「ただし、第三十三条第一項の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所の特例

(従業者の特例)

第三十六条 多機能型事業所(第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第三十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号)第二十四条に規定する指定生活介護の事業、同条例第四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第四十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第四十九条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第五十三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第五十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所(同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。)であつて、第二章から前章までに規定する事業のみを行う者に対する第五条第一項及び第二項、第六条、第二十五条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第六条第一項から第四項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第二十五条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第二十九条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第三十二条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(設備の特例)

第三十七条 多機能型事業所の設備は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備に兼ねることができる。

第七章 雑則

(規則への委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援の事業の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)(附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)(第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされるものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項(児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。)(及び第二項並びに第二十九条第一項(児童発達支援管理責任者に係る部分に限る。)(及び第二項の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされる者に対する第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「言語聴覚士」とあるのは、「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)(及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)(とす。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十七号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設(第四条―第十九条)
- 第三章 指定医療型障害児入所施設(第二十条―第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児入所施設の指定)

第二条 指定障害児入所施設の指定に係る法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人である者とする。

(一般原則)

第三条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設は、障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定入所支援を提供するよう努めなければならない。

3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者)

第四条 指定福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置

かなければならない。ただし、障害児四十人以下を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）又は主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の看護師を置かなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の医師を置かなければならない。

4 心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には、規則で定める員数の心理指導担当職員を置かなければならない。

5 職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員を置かなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設の従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

7 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十一号）第五条（第五項を除く。）に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第五条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の障害児通所支援事業所、障害児入所施設等の職務に従事させることができる。

（設備）

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、障害児三十人未満を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児（強度の弱

視児を含む。()又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)(以下「盲ろうあ児」という。)(を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、遊戯室及び訓練室を設けなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、訓練室及び屋外訓練場を設けなければならない。

4 前三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定福祉型障害児入所施設の設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項から第三項までに規定する設備(居室を除く。)(については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができぬ。

6 第四条第七項の規定は、指定福祉型障害児入所施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第五条(第五項を除く。)(とあるのは「第八条(第二項及び第五項を除く。)(と、「前各項」とあるのは「前各項(第四項を除く。)(と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び障害児の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)(を策定しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び障害児等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(重要事項の説明等)

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)(に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の

概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

(食事)

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設の長である管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒

するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、心身の苦痛を与え、名誉及び尊厳を害する等その権限を濫用してはならない。

(秘密を守る義務)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設の従業者又は従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、苦情の解決を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者を関与させなければならない。

(緊急時の対応)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第二十条 指定医療型障害児入所施設には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要な従業者のほか、規則で定める員数の児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設には、規則で定める員数の心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 3 主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設には、規則で定める員数の理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員を置かなければならない。
- 5 指定医療型障害児入所施設の従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。
- 6 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）第十七条第一項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

- 第二十一条 指定医療型障害児入所施設は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けなければならない。
- 2 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設は、静養室を設けなければならない。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、屋外訓練場及びギブス室を設けなければならない。
- 4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 5 指定医療型障害児入所施設の設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項から第三項までに規定する設備（医療法に規定する病院として必要な設備を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 6 前条第六項の規定は、指定医療型障害児入所施設の設備について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条（第三項を除く。）」と、「前各項」とあるのは「前各項（第四項を除く。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十二條 前章(第四條及び第六條を除く。)の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十八條中「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(規則への委任)

第二十三條 この条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十八号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一條 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第七條の二第四項及び第五項、第十八條並びに第二十一條第一項及び第二項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めるものとする。

(病床数に係る必要な補正等の基準)

第二條 法第七條の二第四項の規定により、同条第一項若しくは第二項の申請があつた場合又は同条第三項の措置を採るべきことを命ずる場合において、当該各頂の地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない必要な補正の基準は、規則で定める。

2 法第七條の二第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の申請があつた場合又は同条第三項の措置を採るべきことを命ずる場合において、当該各頂の地域における既存の病床数を算定するに当たって既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数の基

準は、規則で定める。

(専属薬剤師を置く病院又は診療所)

第三条 法第十八条の規定により、専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、規則で定める。

(人員の基準)

第四条 法第二十一条第一項第一号に掲げる従業者に係る人員の基準は、次のとおりとする。

一 病院には、薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者(看護の補助を行う者をいう。以下同じ。)並びに診療放射線技師、事務員その他の従業者を置くこと。

二 病床数が百以上の病院には、栄養士を置くこと。

三 療養病床を有する病院には、理学療法士及び作業療法士を置くこと。

2 法第二十一条第二項第一号に掲げる従業者に係る人員の基準は、看護師及び准看護師、看護補助者並びに事務員その他の従業者を置くこととする。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者の員数は、規則で定める。

(施設の基準)

第五条 法第二十一条第一項第十二号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 病院には、消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)を設けること。

二 療養病床を有する病院には、談話室、食堂及び浴室を設けること。

2 法第二十一条第二項第三号に掲げる施設の基準については、前項第二号の規定を準用する。

3 第一項各号に規定する施設に関し必要な要件は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十九号

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第八条第一項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備)

第二条 食品衛生検査施設には、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設け、並びに検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えるものとする。

(職員の配置)

第三条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十号

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程にお

いて衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法に規定する短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 第一号、第二号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、第三号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、前号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十一号

指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第十四項ただし書（同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第三十七条第二項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、

次に掲げる標識ごとに規則で定める。

- 一 指定猟法禁止区域の標識
- 二 鳥獣保護区の標識
- 三 特別保護地区の標識
- 四 休猟区の標識
- 五 特定猟具使用禁止区域の標識
- 六 特定猟具使用制限区域の標識
- 七 特別保護指定区域の標識

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第五十二号

道路の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十条第三項、第四十四条第一項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定に基づき、道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(道路の構造の技術的基準)

第二条 法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- 一 幅員
- 二 線形

三 視距

四 勾配

五 路面

六 排水施設

七 交差又は接続

八 待避所

九 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設

十 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について必要な事項

(沿道区域の指定の基準)

第三条 法第四十四条第一項に規定する沿道区域の指定の基準は、当該道路の各一側について、次に掲げる場合においては幅二十メートル以内

とし、その他の場合においてはその路面総幅員の二・五倍以内で二十メートルを超えない範囲内とする。

一 道路の屈曲部でその中心線半径が特に小さいとき。

二 道路に隣接して並木又は密生した竹木があるとき。

三 道路に隣接して土、砂、石又は鉱石等の採取場、高い擁壁、用水路、排水路その他これらに類するものがあるとき。

四 道路と鉄道とが平面交差しているとき。

(道路標識の寸法)

第四条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、次に掲げる道路標識(柱の部分を除く。)ごとに規則で定める。

一 案内標識

二 警戒標識

三 前二号に掲げる道路標識に附置される補助標識

(立体交差とすることを要しない場合)

第五条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次のとおりとする。

一 当該交差が一時的である場合

二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合
附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山口県沿道区域指定基準条例の廃止)

2 山口県沿道区域指定基準条例(昭和三十二年山口県条例第四十四号)は、廃止する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山口県営住宅条例の一部改正)

第一条 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「設置(第四条)」を「設置等(第四条・第四条の二)」に改める。

第一条及び第三条中「設置」を「設置等」に改める。

「第二章 設置」を「第二章 設置等」に改める。

第四条に見出しとして、「(設置)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(整備基準)

第四条の二 県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備するものとする。

2 県営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

- 3 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、県営住宅及び共同施設の整備に関する必要な基準は、規則で定める。
第七条第一項第二号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、イから八までを次のように改める。
 - イ 特に居住の安定を図る必要があるものとして次項第一号から第三号までに掲げる場合 二十一万四千円
 - ロ 特に居住の安定を図る必要があるものとして次項第四号に掲げる場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千円
- 第七条第四項中「第一項第二号ロに掲げる」を「第二項第四号の」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 高齢者
 - 二 前項第一号イからホまでに掲げる者
- 第七条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 法第二十三条第一号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - イ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ロ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所

入所者等

- 二 入居者が六十歳以上の者（以下「高齢者」という。）であり、かつ、同居者のいずれもが高齢者又は十八歳未満の者である場合
- 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 四 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

第九条第三項第四号を次のように改める。

四 第七条第二項第一号イからホまで又は同条第三項第三号に掲げる者

第二十三條第四項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

（山口県営改良住宅条例の一部改正）

第二条 山口県営改良住宅条例（昭和四十一年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の場合において、山口県営住宅条例第七条第一項第二号イ中「二十一万四千元」とあるのは「十三万九千元」と、同号ハ中「十五万八千元」とあるのは「十一万四千元」と読み替えるものとする。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第三条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（市町の条例が施行された場合における罰則の適用）

- 3 この条例の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百六十三号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（以下「新令」という。）で定める基準に従つて市町が定める条例の施行により当該市町の区域における風致地区についてこの条例が新令で定める基準に従つたものとみなされないこととなつた場合においても、この条例が新令で定める基準に従つたものとみなされないこととなる日以前にした行為に対する罰則の適用については、なおその効

力を有する。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止)

第四条 風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止する。

(山口県立都市公園条例の一部改正)

第五条 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十一年政令第二百九十号」の下に「。以下「政令」という。」を加え、「設置」を「設置等」に改め、同条の次に次の三
条を加える。

(配置及び規模の基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 一の市町の区域内の都市公園(国及び市町の設置する都市公園を含む。以下この号において同じ。)の住民一人当たりの敷地面積にあつては十平方メートル以上を、当該市町の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積にあつては五平方メートル以上を標準として配置及び規模を定めること。

二 一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、県民が容易に利用できるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように敷地面積を定めること。

三 主として歴史的意義を有する土地を有効に利用すること等を目的とする都市公園を設置する場合には、それぞれの設置の目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及び敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第一条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第一条の四 政令第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積(以下「公園面積」という。)の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができ

ることとする。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(山口県立職業能力開発校条例の一部改正)

第六条 山口県立職業能力開発校条例(昭和五十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第五条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、同条の前に次の一条を加える。

(職業訓練指導員の資格)

第六条 法第二十八条第一項の条例で定める職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあつては、同規則第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(職業訓練の基準)

第四条 前条第一号の職業訓練に係る教科、訓練時間、設備その他の事項に関する法第十九条第一項の条例で定める基準は、規則で定める。

(山口県流域下水道条例の一部改正)

第七条 山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年法律第七十九号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第七条を第九条とする。

第六条中「第三条」を「第五条」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第三条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(技術上の基準)

第三条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水施設(これを補完する施設を含む。)は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 堅固で耐久力を有する構造とすること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

ハ 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつて

は、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

ニ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

ホ 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

ヘ 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

ト 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

チ 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

リ 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

ヌ また又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

二 処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)は、前号イからホまでに掲げる要件を満たしていること。

三 処理施設(終末処理場であるものに限る。以下同じ。)は、前号に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

ロ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。）には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう排ガス処理設備の設置、排液を水処理施設に送水する導管の設置、残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定は、工事を施行するために仮に設けるもの又は非常災害のために必要な応急措置として設けるものについては、適用しない。
（終末処理場の維持管理）

第四条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の終末処理場の維持管理は、規則で定めるところにより行うものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

「第九章 情緒障害児短期治療施設（第四十二条―第四十五条）

第十章 児童自立支援施設（第四十六条―第五十一条）

第十一章 児童家庭支援センター（第五十二条―第五十四条）

第十二章 雑則（第五十五条）

「第九章 障害児入所施設

第一節 福祉型障害児入所施設（第四十二条―第四十四条）

第二節 医療型障害児入所施設（第四十五条―第四十七条）

第十章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター（第四十八条―第五十条）

第二節 医療型児童発達支援センター（第五十一条―第五十三条）

第十一章 情緒障害児短期治療施設（第五十四条―第五十七条）

第十二章 児童自立支援施設（第五十八条―第六十三条）

第十三章 児童家庭支援センター（第六十四条―第六十六条）

に改める。

を

第十四章 雑則(第六十七条)

第一条中「(障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。)」を削る。

第十三条第二項中「児童養護施設」の下に「、障害児入所施設、児童発達支援センター」を加える。

第二十八条第二項中「以下同じ」を「附則第八項において同じ」に改める。

第五十五条を第六十七条とする。

第十二章を第十四章とする。

第十一章中第五十四条を第六十六条とし、第五十三条を第六十五条とし、第五十二条を第六十四条とし、同章を第十三章とする。

第十章中第五十一条を第六十三条とし、第四十八条から第五十条までを十二条ずつ繰り下げる。

第四十七条第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

第四十七条第五項中「第四十三条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十六条を第五十八条とする。

第十章を第十二章とする。

第九章中第四十五条を第五十七条とし、第四十四条を第五十六条とする。

第四十三条第二項を次のように改め、同条を第五十五条とする。

2 医師については、第四十三条第二項の規定を準用する。

第四十二条を第五十四条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章の次に次の二章を加える。

第九章 障害児入所施設
第一節 福祉型障害児入所施設

(設備)

第四十二条 福祉型障害児入所施設は、児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、児童三十人

未満を入所させる福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けなければならないことができる。

2 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、遊戯室及び訓練室を設けなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、訓練室及び屋外訓練場を設けなければならない。

4 前三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第四十三条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供に係る管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第一項の規定を準用する。

7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定める員数の第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

9 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、規則で定める員数の心理指導担当職員（児童の心理指

導を行う職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

10 職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員を置かなければならない。

11 第十八条第七項の規定は、第九項の心理指導担当職員について準用する。

(生活指導等の原則)

第四十四条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十一条第二項の規定を準用する。

3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

4 福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十一条第三項の規定を準用する。

第二節 医療型障害児入所施設

(設備)

第四十五条 医療型障害児入所施設は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、静養室を設けなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、屋外訓練場及びギブス室を設けなければならない。

4 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十六条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、規則で定める員数の児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、規則で定める員数の前項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に相当の経験を有する医師でなければならない。

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、規則で定める員数の第二項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号八及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（生活指導等の原則）

第四十七条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）における生活指導、学習指導及び職業指導については、第四十四条の規定を準用する。

第十章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター

（設備）

第四十八条 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所を設けなければならない。

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターは、静養室を設けなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、聴力検査室を設けなければならない。

4 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、指導訓練室、調理室及び便所を設けなければならない。

5 第一項及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第四十九条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、規則で定める員数の嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、児童が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める員数の機能訓練担当職員（当該機能訓練を担当する職員をいう。）を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医については、第四十三条第二項の規定を準用する。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定める員数の第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医については、第四十三条第七項の規定を準用する。

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定める員数の第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。この場合においては、第三十七条第一項ただし書の規定を準用する。

6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医については、第四十六条第五項の規定を準用する。

(生活指導の原則)

第五十条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については、第四十四条第一項の規定を準用する。

第二節 医療型児童発達支援センター

(設備)

第五十一条 医療型児童発達支援センターは、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第五十二条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、規則で定める員数の児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(生活指導の原則)

第五十三条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については、第四十四条第一項の規定を準用する。

附則第二項中「第四十六条第二項」を「第五十八条第二項」に改める。

附則第四項中「第四十八条から第五十条まで」を「第六十条から第六十二条まで」に改める。

附則第五項中「第四十四条」を「第五十六条」に改める。

附則第六項中「第四十三条第四項又は第四十七条第四項」を「第五十五条第四項又は第五十九条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第四条及び次項の規定 平成二十七年四月一日

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 平成二十七年四月一日前にした第四条の規定による廃止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山口県立職業能力開発校条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第六条の規定による改正後の山口県立職業能力開発校条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学して現在在学中の者については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県条例第五十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一号中、「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山 口 県 知 事 二 井 関 成

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十五号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「認定中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地の活性化のための施設を設置した者」を削る。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条中「第六条第一号」を「第六条」に改める。

第六条を次のように改める。

（不動産取得税の不均一課税）

第六条 半島地域内において、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（半島振興法第二条第四項の規定による公示の日（その日が昭和六十一年六月二十七日前である場合には、同日）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に係る不動産取得税については、山口県税賦課徴収条例第五十五条中「百分の四」とあるのは、「百分の〇・四」とする。

附則第四項及び第五項中「第六条各号のいずれかに該当する」を「第六条に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十四年三月三十一日以前に中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十一項の規定により公表された同法第十二条第一項に規定する認定基本計画において定められた同法第二条に規定する中心市街地内において、当該認定基本計画の公表の日から起算して三年以内の期間内に改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第六条第二号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の不均一課税については、なお従前の例による。

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十六号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（平成十二年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表一の項第一号に次のように加える。

- 二 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売するものに限る。）の加工又は調理（以下「生食用食肉の加工等」という。）を行う施設には、生食用食肉の加工等を行う専用の場所を設け、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 使用に便利な場所に、消毒装置を備えた十分な大きさの流水受槽式の手洗い設備で、専用のものを設けること。
 - (2) 生食用食肉の加工等に使用する器具類専用の洗浄設備及び殺菌設備を設けること。
 - (3) 肉塊（生食用食肉の加工等に使用する食肉の単一の塊をいう。以下同じ。）に接触する設備は、他と明確に分けられた専用のものを設けること。
 - (4) 肉塊の加熱殺菌を行う場合には、十分な能力を有する専用の殺菌設備及び冷却設備を設けること。
 - (5) 生食用食肉の加工等に使用する器具類は、洗浄及び殺菌の容易な不透性の材質であつて、専用のものを備えること。
- 別表第二の二の表十二の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 生食用食肉の加工等を行う施設については、一の項第一号二に掲げるとおりとすること。
 - 三 生食用食肉の加工等を行う施設については、一の項第一号二に掲げるとおりとすること。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十七号

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例

山口県立自然公園条例（昭和三十五年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第八条の三第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第八条の五第一項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第五の四級の項中「萩市立見島小学校」を「萩市立見島小学校」を「萩市立相島中学校」に改める。
柳井市立平郡東小学校」に、「萩市立見島中学校」を「萩市立見島中学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十九号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立青嶺高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立美祢青嶺高等学校	美 祢 市
--------------	-------

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡金堀町」の下に「、小郡円座西町、小郡円座東町、小郡尾崎町、小郡山手上町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。